第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
7-67　配光可変型前照灯 **7-67-1　装備要件** 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。（保安基準第32条第7項関係） **7-67-2　性能要件** **7-67-2-1　視認等による審査** (1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係） ① 配光可変型前照灯の灯光の色は、白色であること。（細目告示第120条第9項第3号） ② 配光可変型前照灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。（細目告示第120条第9項第4号） ③ 配光可変型前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。（細目告示第120条第9項第5号） (2) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第120条第10項関係） ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき配光可変型前照灯の装置の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯 **7-67-2-2　書面等による審査** (1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係） (2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01-S6 の 4. 及び 5.3.（4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2. (b)、4.5.2.5. 及び 4.12. を除く。）に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01-S6 の 5.3. にかかわらず 6. に適合すればよいものとする。 （細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係） (3) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう	**8-67　配光可変型前照灯** **8-67-1　装備要件** 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。（保安基準第32条第7項関係） **8-67-2　性能要件（視認等による審査）** 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第8項、細目告示第198条第9項関係） ① 配光可変型前照灯の灯光の色は、白色であること。（細目告示第198条第9項第3号） ② 配光可変型前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。（細目告示第198条第9項第4号） ③ 配光可変型前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。（細目告示第198条第9項第5号）

第 7 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 120 条第 10 項関係） ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき配光可変型前照灯の装置の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯	
7-67-3　取付要件（視認等による審査） (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあっては、UN R53-03-S4 の 5.（5.17.を除く）及び 6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)	**8-67-3　取付要件（視認等による審査）** (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 198 条第 10 項関係)
① 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり 1 個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。 ただし、二輪自動車に備えるものにあってはすれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯する構造であればよい。	① 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり 1 個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。 ただし、二輪自動車に備えるものにあってはすれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯する構造であればよい。
② 走行用ビームを発する格納式灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）が 4 個備えられた自動車にあっては、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。	② 走行用ビームを発する格納式灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）が 4 個備えられた自動車にあっては、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。
③ すれ違い用ビームを発する灯火ユニットに放電灯を用いる場合において、当該灯火ユニットは、走行用ビームが点灯している間、消灯しないものであること。	③ すれ違い用ビームを発する灯火ユニットに放電灯を用いる場合において、当該灯火ユニットは、走行用ビームが点灯している間、消灯しないものであること。
④ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された 2 つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも 1 組がその見かけの表面の上縁の位置が地上から 1,200㎜以下であり、かつ、下縁の位置が地上から 500㎜ 以上	④ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された 2 つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも 1 組がその見かけの表面の下縁の位置が地上から 500㎜ 以上となるように取付けられていること。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
となるように取付けられていること。 ⑤　配光可変型前照灯（二輪自動車に備えるものを除く。）に補助灯火ユニットを備える場合には、補助灯火ユニットは、その位置に最も近い位置にある灯火ユニットから水平方向に140㎜以下（図中のEによる。）及び鉛直方向に400㎜以下（図中のDによる。）の位置に配置されていること。 この場合において、2つの補助灯火ユニットを自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで対称に配置したときは、当該灯火ユニットから水平方向に200㎜以下（図中のCによる。）の位置にあればよいものとする。	
⑥　⑤に規定する補助灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、いずれも、地上から250㎜以上（図中のFによる。）、1,200㎜以下（図中のGによる。）の位置に配置されていること。	⑤　補助灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、いずれも、地上から250㎜以上（図中のFによる。）の位置に配置されていること。
⑦　すれ違い状態の配光形態において、すれ違い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）の見かけの表面の外縁は、車両の最外側から車両中心線側に400㎜以下（図中のAによる。）の位置にあること。	
⑧　灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）の基準軸の方向の見かけの表面の内端の距離は、600㎜以上（図中のBによる。）であること。 また、全幅が1.3m未満である場合にあっては、400㎜以上であること。 ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満であるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t未満であるもの並びにこれらの形状に類するものにあってはこの限りではない。	
⑨　配光可変型前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合には、点灯できないものであること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用ビームを発する灯火ユニットを短い間隔で断続的に点滅させるとき又は交互に点灯させるときにあっては、この限りでない。	⑥　配光可変型前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合には、点灯できないものであること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用ビームを発する灯火ユニットを短い間隔で断続的に点滅させるとき又は交互に点灯させるときにあっては、この限りでない。
⑩　配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑨ただし書に該当する場合は、この限りでない。	⑦　配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。 ただし、⑥ただし書に該当する場合は、この限りでない。
⑪　配光可変型前照灯の直射光又は反射光は、当該配光可変型前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。	⑧　配光可変型前照灯の直射光又は反射光は、当該配光可変型前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
⑫　配光可変型前照灯は、その取付部に緩み、がた等があることにより、その照射光線の方向が振動、衝撃等のために容易に変化するおそれのないものであること。	⑨　配光可変型前照灯は、その取付部に緩み、がた等があることにより、その照射光線の方向が振動、衝撃等のために容易に変化するおそれのないものであること。
⑬　配光可変型前照灯は、7-67-2及び9-8（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。	⑩　配光可変型前照灯は、8-67-2及び9-8（1）に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。 この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）
⑭　配光可変型前照灯は、走行用ビームの点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えたものであること。 ⑮　配光可変型前照灯の配光制御信号の異常な作動を検知したときに、その旨を運転者席の運転者に警報する非点滅式の視覚的な警報装置を備えたものであること。 ⑯　配光可変型前照灯は、その作動状態及び不作動状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。 ア　周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光又は反射光に反応すること。 この場合において、対向車とは対向する自動車、原動機付自転車及び自転車を、先行車とは先行する自動車及び原動機付自転車とする。 イ　当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。 ウ　当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ⑰　配光可変型前照灯（二輪自動車に備えるものを除く。）は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。 ⑱　走行用ビームを発する配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあっては、その照明 部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 ⑲　すれ違い用ビームを発する配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。 ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあっては、その照明部の上縁の高さが地上 1.3m 以下、下縁の高さが地上 0.5m 以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。 （図）配光可変型前照灯の取付要件（二輪自動車を除く。）	⑪　配光可変型前照灯は、走行用ビームの点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えたものであること。 ⑫　配光可変型前照灯の配光制御信号の異常な作動を検知したときに、その旨を運転者席の運転者に警報する非点滅式の視覚的な警報装置を備えたものであること。 （図）配光可変型前照灯の取付要件

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 （改造等による変更のない使用過程車）
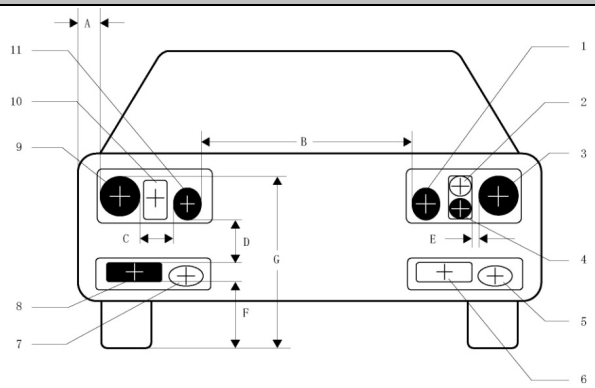 （配光可変型前照灯の灯火ユニットの見かけの表面、1から11の例） ア　特定の配光形態において同時に照射される灯火ユニット（■） ここで No.3及び9　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット） No.1及び11　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット） No.4及び8　：（2個の補助灯火ユニット） イ　特定の配光形態において照射されない灯火ユニット（□） ここで No.2及び10　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット） No.5　：（補助灯火ユニット） No.6及び7　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット）	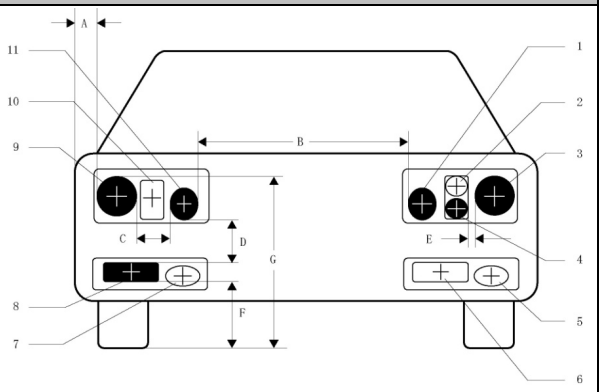 （配光可変型前照灯の灯火ユニットの見かけの表面、1から11の例） ア　特定の配光形態において同時に照射される灯火ユニット（■） ここで No.3及び9　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット） No.1及び11　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット） No.4及び8　：（2個の補助灯火ユニット） イ　特定の配光形態において照射されない灯火ユニット（□） ここで No.2及び10　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット） No.5　：（補助灯火ユニット） No.6及び7　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット）
(2) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第120条第12項関係） ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯	(2) 配光可変型前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第198条第11項関係）
(3) 大型特殊自動車に備える配光可変型前照灯にあっては、当該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に配光可変型前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。（細目告示第120条第20項関係）	(3) 大型特殊自動車に備える配光可変型前照灯にあっては、当該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に配光可変型前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。（細目告示第198条第20項関係）
	8-67-4　適用関係の整理 なし。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

7-67-4　適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車については、7-67-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第15項関係）

① 平成22年8月18日以前に製作された自動車

② 平成22年8月18日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成22年8月19日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

③ 平成22年8月18日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であって、平成22年8月19日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

(2) 次に掲げる自動車については、7-67-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第17項関係）

① 平成27年12月8日以前に製作された自動車

② 平成27年12月8日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年12月9日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

③ 平成27年12月8日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であって、平成27年12月9日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

(3) 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、7-67-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第22項関係）

① 令和2年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月7日）以前に製作された自動車

② 令和2年4月8日から令和3年12月31日(内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和5年4月7日）まで（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月8日から令和5年10月7日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア　令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月7日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車

イ　令和2年4月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月8日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月7日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ウ　指定自動車等以外の自動車

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日）以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和3年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日）以前のもの

(4) 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5ｔ以下のもののうち、次に掲げるものについては、7-67-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。

① UN R48-05、UN R48-06 又は UN R48-07 に基づく認定証又は Ⓔマークを有する自動車（UN R48-05 及び UN R48-06 については、令和6年7月6日以前に製作された自動車に限る。）

② 資料によりUN R48-05 又はUN R48-06 の 5.及び 6.に適合していることが確認できる自動車（令和4年6月21日以前に製作された自動車に限る。）

③ 資料によりUN R48-07 の 5.及び 6.に適合していることが確認できる自動車（令和6年8月31日以前に製作された自動車に限る。）

(5) 次に掲げる自動車については、7-67-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第23項関係）

① 令和8年8月31日以前に製作された自動車

② 令和8年9月1日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの

ア　令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車

イ　令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

③　令和8年9月1日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）に限る。）

(6) 次に掲げる自動車については、7-67-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第26項関係）

①　令和8年8月31日以前に製作された自動車

②　令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア　令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車

イ　令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの

7-67-5　従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、7-67-7 において、「UN R123-01-S9」を「UN R123-01-S3」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第15項関係）

①　平成22年8月18日以前に製作された自動車

②　平成22年8月18日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成22年8月19日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

③　平成22年8月18日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であって、平成22年8月19日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

7-67-6　従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、7-67-7 において、「UN R123-01-S9」を「UN R123-01-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第17項関係）

①　平成27年12月8日以前に製作された自動車

②　平成27年12月8日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年12月9日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

③　平成27年12月8日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であって、平成27年12月9日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

7-67-7　従前規定の適用③

次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第22項関係）

①　令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月7日）以前に製作された自動車

②　令和2年4月8日から令和3年12月31日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和5年4月7日）まで（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月8日から令和5年10月7日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア　令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月7日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車

イ　令和2年4月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月8日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和2年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月7日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ウ　指定自動車等以外の自動車

③　新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日）以前のもの

④　使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和3年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日）以前のもの

7-67-7-1　装備要件

7-67-10-1に同じ。

7-67-7-2　性能要件

7-67-10-2に同じ。

7-67-7-3　取付要件（視認等による審査）

(1) 7-67-10-3 (1)（⑰を除く。）に同じ。

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

(2) 7-67-10-3 (2) に同じ。

(3) 大型特殊自動車に備える配光可変型前照灯にあっては、7-67-2 及び 7-67-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に配光可変型前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 120 条第 20 項関係)

7-67-8　従前規定の適用④

令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5ｔ以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。

① UN R48-05、UN R48-06 又は UN R48-07 に基づく認定証又は Ⓔマークを有する自動車（UN R48-05 及び UN R48-06 については、令和 6 年 7 月 6 日以前に製作された自動車に限る。）

② 資料により UN R48-05 又は UN R48-06 の 5.及び 6.に適合していることが確認できる自動車（令和 4 年 6 月 21 日以前に製作された自動車に限る。）

③ 資料により UN R48-07 の 5.及び 6.に適合していることが確認できる自動車（令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車に限る。）

7-67-8-1　装備要件

7-67-1 に同じ。

7-67-8-2　性能要件

7-67-8-2-1　視認等による審査

7-67-2-1 に同じ。

7-67-8-2-2　書面等による審査

7-67-10-2-2 に同じ。

7-67-8-3　取付要件（視認等による審査）

(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)

① 7-67-3 (1) ①に同じ。
② 7-67-3 (1) ②に同じ。
③ 7-67-3 (1) ③に同じ。
④ 7-67-3 (1) ④に同じ。
⑤ 7-67-3 (1) ⑤に同じ。
⑥ 7-67-3 (1) ⑥に同じ。
⑦ 7-67-3 (1) ⑦に同じ。
⑧ 7-67-3 (1) ⑧に同じ。
⑨ 7-67-3 (1) ⑨に同じ。
⑩ 7-67-3 (1) ⑩に同じ。
⑪ 7-67-3 (1) ⑪に同じ。
⑫ 7-67-3 (1) ⑫に同じ。
⑬ 7-67-3 (1) ⑬に同じ。
⑭ 7-67-3 (1) ⑭に同じ。
⑮ 7-67-3 (1) ⑮に同じ。
⑯ 7-67-3 (1) ⑯に同じ。
⑰ 配光可変型前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。

この場合において、次のいずれかに該当するものは、この基準に適合するものとみなす。

ア　前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないもの

イ　取付位置、取付方法等に関し、UN R48-05 以降の 5.及び 6.に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車

(図) 配光可変型前照灯の取付要件

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

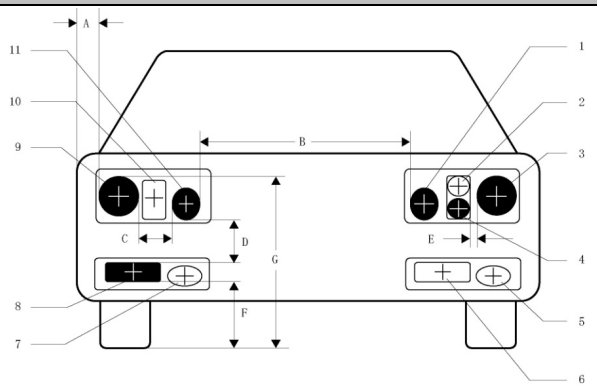

（配光可変型前照灯の灯火ユニットの見かけの表面、1から11の例）

ア　特定の配光形態において同時に照射される灯火ユニット（■）

ここで

No.3及び9　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット）

No.1及び11　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット）

No.4及び8　：（2個の補助灯火ユニット）

イ　特定の配光形態において照射されない灯火ユニット（□）

ここで

No.2及び10　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット）

No.5　：（補助灯火ユニット）

No.6及び7　：（対称的に配置される2個の灯火ユニット）

(2) 7-67-3 (2) に同じ。

7-67-9　従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第23項関係）

①　令和8年8月31日以前に製作された自動車

②　令和8年9月1日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）を除く。）であって次に掲げるもの

ア　令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車

イ　令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの

③　令和8年9月1日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）に限る。）

7-67-9-1　装備要件

7-67-1に同じ。

7-67-9-2　性能要件

7-67-9-2-1　視認等による審査

7-67-2-1に同じ。

7-67-9-2-2　書面等による審査

(1) 7-67-2-2 (1) に同じ。

(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01-S6の4.及び5.3.（4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.（b）、4.5.2.5.及び4.12.を除く。）又はUN R123-02（UN R123-01-S9と読み替えることができる。以下（2）において同じ。）の5.（5.3.3.、5.3.4.及び5.8.を除く。）、6.及び7.に適合するものでなければならない。

この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01-S6の5.3.にかかわらず6.及びUN R123-02の6.にかかわらず9.2.に適合すればよいものとする。

ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-02の5.3.1.は適用しない。（細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係、適用関係告示第29条第23項関係）

7-67-9-3　取付要件（視認等による審査）

7-67-3に同じ。

7-67-10　従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第26項関係）

①　令和8年8月31日以前に製作された自動車

②　令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

ア　令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車

イ　令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの

7-67-10-1　装備要件

7-67-1に同じ。

7-67-10-2　性能要件

7-67-10-2-1　視認等による審査

7-67-2-1に同じ。

7-67-10-2-2　書面等による審査

(1) 7-67-2-2 (1) に同じ。

(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-00-S5 の 4. 及び 5.3. (4.5.1.1.、4.5.1.8.、4.5.2.2. (b) 及び 4.12. を除く。) 又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。以下 (2) において同じ。) の 5. (5.3.3.、5.3.4. 及び 5.8. を除く。)、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-00-S4 の 5.3. にかかわらず 3.5.1.1. 及び UN R123-02 の 6. にかかわらず 9.2. に適合すればよいものとする。

ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-02 の 5.3.1. は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係、適用関係告示第29条第23項関係)

7-67-10-3　取付要件（視認等による審査）

(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあっては、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係)

① 7-67-3 (1) ①に同じ。
② 7-67-3 (1) ②に同じ。
③ 7-67-3 (1) ③に同じ。
④ 7-67-3 (1) ④に同じ。
⑤ 7-67-3 (1) ⑤に同じ。
⑥ 7-67-3 (1) ⑥に同じ。
⑦ 7-67-3 (1) ⑦に同じ。
⑧ 7-67-3 (1) ⑧に同じ。
⑨ 7-67-3 (1) ⑨に同じ。
⑩ 7-67-3 (1) ⑩に同じ。
⑪ 7-67-3 (1) ⑪に同じ。
⑫ 7-67-3 (1) ⑫に同じ。
⑬ 7-67-3 (1) ⑬に同じ。
⑭ 7-67-3 (1) ⑭に同じ。
⑮ 7-67-3 (1) ⑮に同じ。
⑯ 7-67-3 (1) ⑯に同じ。
⑰ 7-67-3 (1) ⑰に同じ。

(図) 7-67-3 (1) に同じ。

(2) 7-67-3 (2) に同じ。

(3) 大型特殊自動車に備える配光可変型前照灯にあっては、7-67-2 及び 7-67-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に配光可変型前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第120条第20項関係)